

埼玉純真短期大学子ども支援センターの現状と課題 —近隣市町村における「学習面や行動面で困難を示す子ども」に焦点を当てて—

山田 耕平* 布施 由起** 金子 智栄子***

要旨 特別な支援を必要とする子どもの数は全国的に増加しており、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の需要が高まっている。本学の近隣市町村においても同様の傾向が見られ、特別支援教育の利用者数は増加の一途を辿っている。埼玉純真短期大学子ども支援センターは2013年に設立され、発達障害や不登校等、支援が必要な地域の子もたちやその保護者を対象に支援を提供している。センターにおける今後の課題として、インフォームドコンセントの徹底と明確化、専任スタッフの雇用、教育機関としての強みを生かした支援体制の整備などが求められている。

【キーワード：特別支援教育，地域支援，子ども支援センター，心理検査】

はじめに

本学子ども支援センターは、2024年3月で開設11周年を迎えた。この間、細々とではあるが、地域のニーズに応えるべく「発達が気になる子」に対する支援を行ってきた。そこで本研究では、学習面や行動面で困難を示す子どもの現状を明らかにし、本学子ども支援センターの役割と課題について論じる。

「学習面や行動面で困難を示す子ども」に対する対応や支援は重要な課題の1つであり、年々そのニーズは高まっている。文部科学省(2022)の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によれば、通常学級において「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は小中学校全体で8.8%であるとされ、10年前の同様の調査(文部科学省, 2012)の6.5%と比べて増加傾向にある。学年ごとの数値を比較しても、いずれも増加している様子が認められる(図1)。この調査は学校担任等に

I. 特別支援教育について

教育の現場において、発達障害をはじめとする

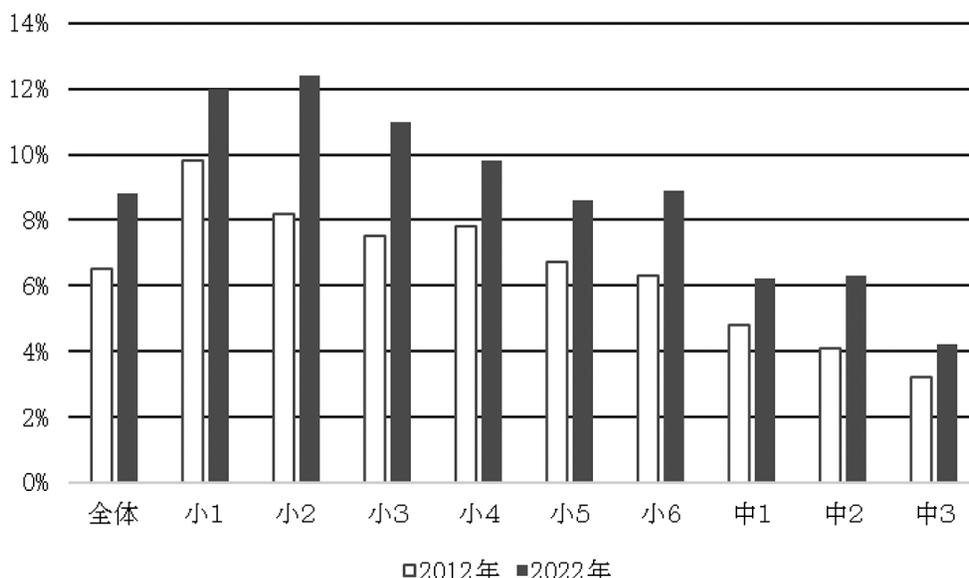


図1 学年ごとの学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合

(文部科学省(2012,2022)「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を基に作成)

* 埼玉純真短期大学 助教
** 埼玉純真短期大学 教授
*** 埼玉純真短期大学 特任教授

よる回答に基づいており、医師の発達障害等の診断によるものではないが、担任が関わりを持つ中で、「学習面や行動面など、学校での生活に困難を抱えている」と感じる児童生徒が、通常学級の中におおむね1～2人程度の割合で在籍しており、その割合は近年さらに増加しつつある、という実情を示していると考えられる。

学校での生活に困難を抱えている児童生徒に対する教育的支援として、特別支援教育が挙げられる。特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」（中央教育審議会、2005）とされており、各教育委員会や学校において積極的に推進され、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実が図られてきたものである。

1. 全国の現状：

「令和5年度学校基本調査」（文部科学省、2023）によれば、令和5年度の特別支援学校数は全国1,178校、在籍児童生徒数は151,362人であり、10年前（平成25年：132,570人）の約1.14倍の在籍児童生徒数となっている。特別支援学級においては、令和5年度時点で全国78,964学級、在籍児童生徒数は372,795人であり、在籍児童生徒数は10年前の約2.1倍と倍増している。通級による指導を受けている児童生徒数については、令和3年度末時点で全国183,879人であり、平成25年度の77,882人と比べるとこちらも約2.3倍と倍増している（文部科学省、2023「令和3年度通級による指導実施状況調査」）。

また、通級による指導の対象として発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）が規定された平成18年以降、通級指導教室において発達障害のある児童生徒数は毎年増加傾向を示している。令和3年度においては、通級指導を受ける児童生徒数のうちの過半数を、発達障害の診断を受けている児童生徒が占めている（図2）。

昨今の少子高齢化に伴って児童生徒数は年々減少している反面で、特別支援教育を受ける児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、そのニーズは非

常に高いものであることがわかる。

2. 埼玉県の現状：

埼玉県内の特別支援教育においては、全国と同様に増加傾向にあり、特別支援学校数は令和5年度時点で56校、在籍児童生徒数は8,801人で10年前（平成25年：6,813人）の約1.3倍に増加している。特別支援学級は2,919学級、在籍児童生徒数は13,466人で、5年前（平成30年：2,008学級8,672人）と比べて、学級数は約1.5倍、在籍児童生徒数は約1.6倍に、10年前（平成25年：1,470学級5,884人）と比較すると学級数は約2倍、在籍児童生徒数は約2.3倍に増加している。通級指導教室の在籍児童生徒数は令和5年5月1日時点で6,621人であり、5年前（平成30年：3,884人）と比べて約1.7倍、10年前（平成25年：3,006人）と比較して約2.2倍に増加していることがわかる（埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課、2024）。

特別支援教育を利用する児童生徒数は増加している一方で、埼玉県内における特別支援学級の在籍児童生徒数の割合は令和5年度時点で全国平均4.01%を下回る2.49%であり、東京都に次いで全国で2番目に低い水準である。同じく埼玉県内の通級指導教室の義務教育段階の在籍児童生徒数の割合についても、令和3年度時点で全国平均1.92%を下回る1.24%となっている。埼玉県内において、特別支援教育を利用する児童生徒数は近年増加傾向にあるものの、県内の児童生徒数の総数からみると、未だに特別支援教育が十分に行き届いていない現状が見受けられる。

3. 近隣A市の現状：

本学近隣のA市における特別支援教育の現状についても、全国および埼玉県と同様の傾向が認められる。

A市は、市内に1校の特別支援学校を有する。この特別支援学校は①中学校又は特別支援学校中学部を卒業した者又は年度内に卒業見込である者、②保護者とともに県内に居住している者、③知的障害がある者、④自力通学が可能である者、を出願の要件とし、「農業技術科」「生活技術科」の2つの学科を擁している。いずれの学科においても、知識や技能の習得とあわせて、就労に向け

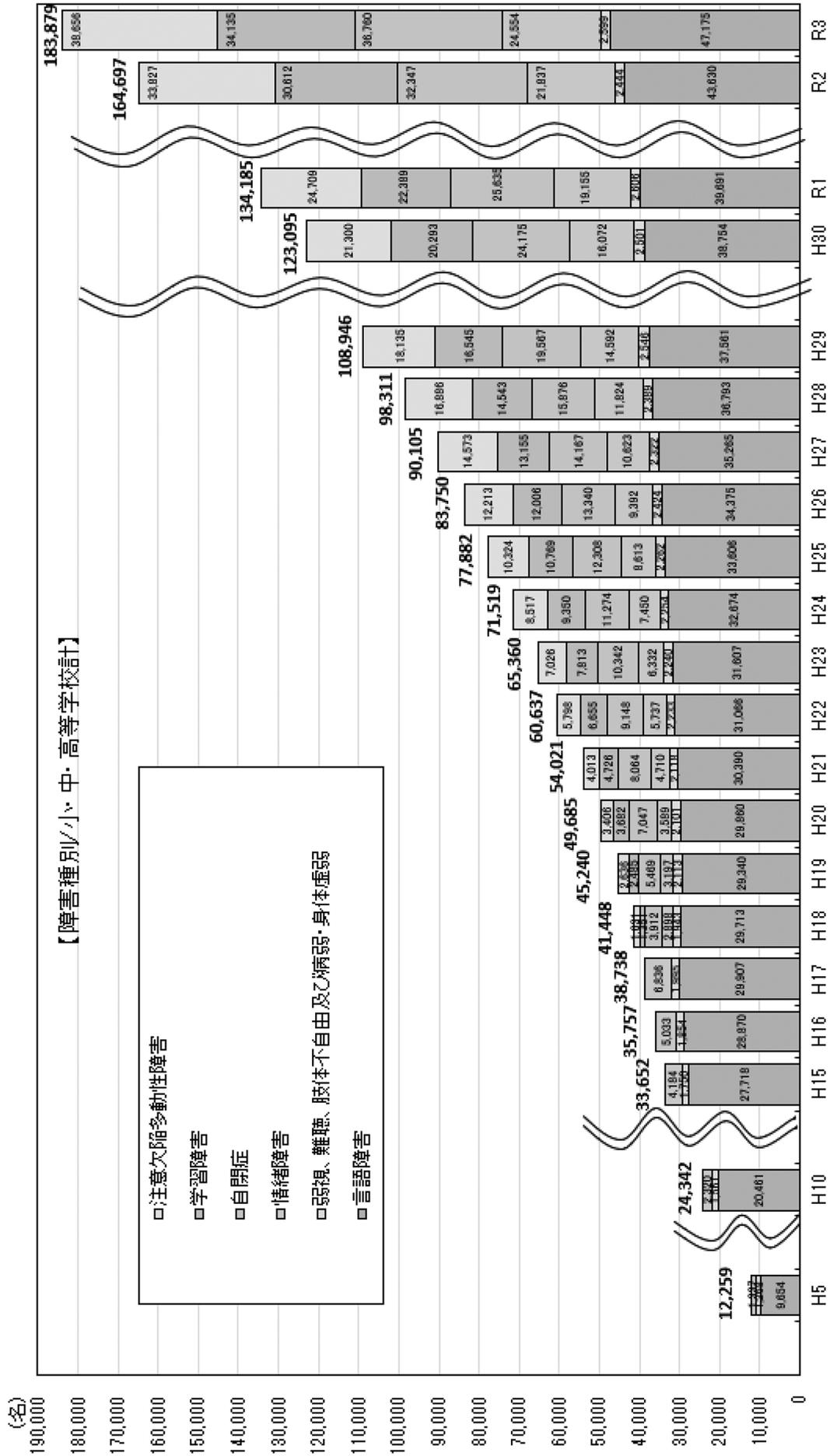


図2 通級による指導を受けている障害種別の児童生徒数
 (文部科学省(2023)「令和3年度通級による指導実施状況調査」より引用)

た意欲や態度の醸成が図られている。

また、A市の統計資料(2024)によれば、市内小学校に20学級、中学校に8学級の特別支援学級を擁している。通級指導教室については、市内の小中学校に難聴・言語障害通級指導教室が2教室、発達障害・情緒障害通級指導教室3教室の計5教室が設置されている(表1)。

表1 特別支援学級が設置されているA市内の小中学校
(埼玉県教育局義務教育指導課(2024)を基に作成)

小学校	11校(うち3校は通級も設置)
中学校	3校(うち1校は通級も設置)

令和5年のA市教育委員会議事録によれば、令和4年度の通級指導教室の入級者は小中学校を合わせて92名で、10年前の平成24年度の34名と比較すると約2.7倍に増加しており、ニーズの増加に対応するために平成28年度、および令和3年度にそれぞれ発達障害・情緒障害通級指導教室が新設された旨が報告されている。以上より、A市においても全国的な傾向と同じく、特別教育支援に関するニーズは年々高まっていることがわかる。

II. 埼玉純真短期大学子ども支援センターについて

1. 概要

地域の子ども、およびその保護者の支援ニーズに対して、本学が保有する教育資源を活用し、地域の教育・行政機関と連携しながら地域社会に貢献するとともに、地域の子ども達の健やかな発達を支援するために、本学では2013年3月より子ども支援センター、および子ども支援センター委員会を設置し、無償で地域の子ども、およびその保護者に対する支援を行ってきた。コロナ禍においては、活動休止状態にあった時期もあるものの、2022年度には、小学生10件、中学生4件の計14件の相談利用があった(図4, 5, 6, 7)。



図4 子ども支援センター

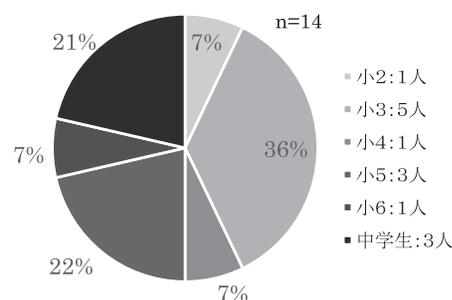


図5 2022年度相談者内訳

当センターへの相談に至る経路は、主に学校やスクールカウンセラー、市役所、教育委員会などからの紹介によるものが多い。子どもをもつ保護者はもちろん、近隣の小中学校から問い合わせの電話を受けることもあり、電話相談と対面での相談を含め、今年度はおおむね月に5件前後の相談を行っている。また、相談者からは「学校等で知能検査(WISC)を施行するには1年以上かかるため、子ども支援センターで知能検査を施行してほしい」といった心理検査の施行を求める希望も寄せられており、地域のニーズに応えるべく体制の整備を進めている。主訴の8割ほどは発達の偏りに関する相談であるが、その他には不登校の相談等も寄せられている。

2. 設備

センターでは、相談を行うための机や椅子はもちろん、子どもの特性を把握するための様々な心理検査や、子どもが遊ぶための様々な遊具を保有している(表2, 図8)。



お子さまとご家族のために
地域と手をつないで

発達上でのつまづきや悩みがあっても
その子らしく
生き生きと地域で生活できるよう
ご家族や地域のみなさまと
共にサポートしていきます。

**埼玉純真短期大学
子ども支援センター**

〒348-0045
埼玉県羽生市下岩瀬430番地

Tel.048-562-0711 (代表)
Fax.048-562-0715
e-mail: child@sai-junshin.ac.jp

お電話の場合、「子ども支援センターへ」とお伝えください



子ども支援センターHPに
つながります





H.Seina

**埼玉純真短期大学
子ども支援センター**

Junshin
埼玉純真短期大学では
子ども支援センター
を併設しています。

子ども支援センターは、埼玉純真短期大学の研修棟1階にあります。
発達障がいを含む、学習や生活上のつまづきを抱えるお子さまとお子さまに関わる方を支援します。



事業内容

- お父さまのご相談**
勉強の得意不得意がある
お友達とうまくいかない
などの心配や悩みについてのご相談をお受けします。
<検討> ご希望の場合は発達検査を行います。
検査結果を踏まえた継続的なご相談に応じます。
- 子育てでの悩みについてのご相談**
発達の遅れがあるのでは
子育てに自信がない
などの心配や悩みについてのご相談をお受けします。
<検討> 必要な場合は関係機関の紹介も行います。
- 地域関係機関との連携協力**
指導がうまくいかない子がいる
対応が難しく、
どうしたらよいかわからない
配慮を要する子どもの実態をつかみ、理解を深めて、
具体的な対応や教材の工夫等についてのご相談をお受けします。
<検討> お子さまの発達状況や支援の方法等について相談をした上で進めていきます。

ご相談の流れ

- まずはお電話ください。
Tel.048-562-0711 (代表)
「子ども支援センターへ」とお伝えください。
- ご相談内容をお聞きします。
- 予約日時を決定します。

相談員
本学教員
本学の福祉、心理、教育・保育、音楽(音楽療法)を専門とする教員が担当します。

受付時間
9:00~17:00まで

料金
当面の間、無料です。

個人の秘密は守ります。
個人の情報を本人及び保護者の了解を得ず、他の目的に使用することはありません。



図6 子ども支援センターのリーフレット

埼玉純真短期大学子ども支援センター委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）学則第44条の規定により、本学の子ども支援センターの運営に関する事項の審議及び連絡調整を行うため設置する子ども支援センター委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 委員 若干名
 - (3) 子ども支援センター事務担当者
 - (4) その他、学長が必要と認めた者
- 委員長は、学長が任命する。
- 第3条 委員会に書記を置く。書記は子ども支援センター事務担当者とし、議事録を作成する。
- 第4条 委員は、本学委員会規則第7条に基づき、教授会構成員の中から委員長が指名する。

(委員会)

- 第3条 委員会は、委員長が召集し定期的に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 第2条 委員会の議長は委員長が行う。委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が議長となる。
- 第3条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 第4条 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 第5条 委員会が必要と認めるときは、他の教職員の委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 子ども支援センターの運営に関わる規則等の制定・改廃に関する事項
 - (2) 子ども支援センターの周知計画の立案・実施に関する事項
 - (3) 子ども支援センターの指導計画の立案・実施に関する事項
 - (4) 外部からの相談対応に関する事項
 - (5) 委員会活動に関する自己点検・評価及び認証評価に関する事項

(6) その他、子ども支援センターの運営全般に関する事項

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、年度途中に就任した委員の任期は、当該年度末までとする。

2 委員は再任することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、子ども支援センター事務担当者が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成28年11月18日から施行する。

図7 子ども支援センター委員会規則

表2 保有する主な心理検査

WISC- IV知能検査
WPPSI 知能検査
田中ビネー知能検査V
K-ABC II
ITPA 言語学習能力診断検査
TK 式ノンバーバル検査
PVT-R 絵画語い発達検査
LC スカール言語コミュニケーション発達スケール
ベンダーゲシュタルトテスト 等



図8 保有する遊具の一部

3. 相談の流れ

当センターでは、福祉、心理、教育・保育を専門とする本学教員が相談員として相談に応じている。相談の申し込み方法は電話のみとなっており、事務員が相談内容を簡潔に聴取した後に相談日時を確定し、相談開始となる。初回の相談時には相談者に対して教育相談票（図9）の記入を求め、主訴や生活状況、成育歴、既往歴などの把握を行

う。相談が行われた後には、相談記録票（図10）に相談員が相談記録を作成し、相談記録票はセンター内の鍵付きのキャビネットに保管する。

Ⅲ. 今後の課題

1. インフォームドコンセント

子ども支援センターでは、現状、初回相談時に当センターの機能や役割の説明、および相談を利用することに対する相談者からの同意、いわゆるインフォームドコンセントを口頭で行っているのみであり、書面での取り交わしを行っていない。同意書等を用いて同意を得た事実を明確化しておくことは、トラブルを未然に防ぎ、相談者と相談員の双方を守ることにもつながる。地域の子どもや、その保護者が安心して利用することができるセンターであるためにも、インフォームドコンセントの徹底と明確化は急務であると考えられる。

2. 人員不足

本学教員が大学の業務と兼務する形で当センターの相談員となっていることから、相談員1人あたりが受け持つことができるケース数が少なく、相談希望が集中すると、相談待機者が生じてしまいやすい。今後、地域のニーズに合わせて柔軟に相談支援を展開していくためには、大学教員との兼務ではなく、相談業務を主とする職員の雇用も検討する必要がある。また、職員の雇用にあたっては、現在無料となっている相談の有料化も視野に入れなければならないと思われる。

3. 学生との交流

本学は保育者を養成する単科大学であり、在籍する大部分の学生が、将来は子どもと関わる仕事に就くことを志望している。その反面、在籍期間中に学生が子どもと関わる機会は、実習先やボランティアなど学外にあることが多く、当センターにも子どもが相談に訪れる機会があるにも関わらず、これまで学生との接点はほとんどなかった。たとえば、相談に訪れる子どもと本学の学生が安全に交流することができる機会を設けるなど、今後は教育機関の中に位置づけられていることの強みを生かし、子どもと学生の双方に対して学びの場を提供することができる体制整備を目指していきたい。

引用文献：

中央教育審議会 (2005) 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

羽生市学校教育委員会教育総務課 (2023) 「令和 5 年 1 月定例羽生市教育委員会 議事録」

羽生市企画財務部企画課 (2024) 「令和 5 年度版統計はにゅう」

文部科学省 (2012,2022) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

文部科学省 (2023) 「令和 3 年度 通級による指導実施状況調査」

文部科学省 (2023) 「令和 5 年度学校基本調査」

埼玉県教育局義務教育指導課 (2024) 「令和 6 年度埼玉県内市町村（さいたま市除く）別の特別支援学級・通級指導教室設置校一覧【令和 6 年 6 月 25 日更新】」

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 (2024) 「埼玉の特別支援教育—令和 5 年度—」